

青森県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年二月二十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺 晃彦

## 青森県後期高齢者医療広域連合条例第三号

### 青森県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十号。以下「個人情報保護条例」という。）第三十六条第一項」を「及び青森県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する条例（令和五年青森県後期高齢者医療広域連合条例第一号）第十六条」に、「行わせ」を「行わせ、及び特定個人情報保護評価（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。以下同じ。）に関する事項を調査審議させ」に改め、「又は個人情報の保護制度」を削り、同条に次の一項を加える。

2 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に依じて調査審議を行う同項の機関は、審査会とする。

第三条第一項中「又は個人情報保護条例第三十六条第一項」を「並びに個人情報保護法第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項及び第一条第二項」に改め、「審査会に諮問をした」の下に「青森県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する条例（令和五年青森県後期高齢者医療広域連合条例第一号）第三条第一項に規定する」を加え、「個人情報保護条例第十七条第一項、第三十条第一項又は第三十六条第一項」を「個人情報保護法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項若しくは第百二条第一項」に、「以下同じ」を「以下同じ。」に改める。

第四条第一項中「与えるよう努めるものとする」を「与えなければならぬ」に改め、同項に次のただし書を加える。  
ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第四条第二項を次のように改める。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第五条中「前条第一項」を「前条第一項本文」に改める。

第六条第一項中「又は第四条第三項」を「若しくは第四条第三項」に、「又は資料の提出」を「若しくは資料の提出」に、「とき」を「とき、又は個人情報保護法第六十二条の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定により審査関係人から主張書面若しくは資料の提出があったとき」に、「当該意見書又は資料」を「当該意見書、資料又は主張書面」に改める。

第六条第二項中「又は資料」を「若しくは資料」に改め、「表示したものの閲覧」の下に「又は当該意見書若しくは資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付」を加え、「利害」を「利益」に改め、「その閲覧」の下に「又は交付」を加える。

第六条第三項中「させよう」を「させ、若しくは同項の規定による交付をしよう」に改め、「送付又は閲覧」の下に「若しくは交付」を加え、「又は資料」を「資料又は主張書面」に改め、「審査請求人等」の下に「又は審査関係人」を加える。第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(適用除外)

第十条 個人情報保護法第一百五十三条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に依じて行う調査審議については、第三条第四項、第四条、第六条第二項及び第八条の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の青森県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は、青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十九号）第十七条第一項の規定による諮問がこの条例の施行の日以後にあった場合及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五百五条第三項において読み替えて

準用する同条第一項の規定による諮問があつた場合について適用し、同条例第十七条第一項の規定による諮問が同日前にあつた場合及び青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護の保護に関する条例（令和五年青森県後期高齢者医療広域連合条例第一号）附則第二項の規定による廃止前の青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十号）第三十六条第一項（青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する条例附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による諮問があつた場合については、なお従前の例による。